

## 資産税事務のエリア一体的運営の実施について

関東信越国税局においては、税務署における資産税事務の効率的な事務運営を図る観点から、小規模な税務署（対象署）を対象として、近隣の税務署（中心署）において資産税事務を一体的に行う施策（資産税事務のエリア一体的運営）を、令和6事務年度は、以下の税務署で実施します。

資産税事務のエリア一体的運営実施署	
(中心署)	(対象署)
栃木署	足利署、佐野署
前橋署	沼田署、中之条署
高崎署	藤岡署、富岡署
新潟署	新津署、巻署、新発田署
長岡署	十日町署
高田署	糸魚川署
伊那署	木曾署

(注) 下線は、本年7月10日（水）以降、新たに実施する税務署を示しています。

### 留意事項

- 資産担当職員の配置  
対象署には、資産担当職員は配置されませんので、対象署管内の納税者や税理士の皆様に対し、中心署の資産担当職員から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 窓口における個別照会  
対象署の窓口における資産税事務に関する個別照会には、各税務署に相談日を設け、事前予約を受け付けた上で、中心署の資産担当職員が対応します。  
※ 個別照会については、関東信越国税局管内の全署において日時指定による事前予約により対応しております。